

# Q & A

さいたま市障害政策課

令和8年4月1日

**Q1.補助対象となる研修は、いつから受講した分になりますか。**

A1.令和8年4月1日以降に受講した研修が補助対象となります。

**Q2.補助対象となる研修を受けたいが、どこでやっているのかわかりません。**

A2.埼玉県内各所で「同行援護従業者養成研修（一般課程）」や「相談支援従事者初任者研修」、「主任相談支援専門員研修」を開催しています。埼玉県ホームページで研修の詳細をご確認いただき、研修機関へ直接お申し込みください。

**Q3.補助対象となる研修を県外で受けましたが、助成の対象となりますか。**

A3.全国どこで受講した研修であっても、本助成の対象です。

**Q4.研修修了前から相談業務を行っていた場合、研修終了後すぐに申請ができますか。**

A4.できません。研修終了後、研修を受講したことにより行った業務を3か月以上行ったうえ、申請時に継続しており、かつ受講された研修で対応可能なサービスの提供を1回以上行った後に申請できます。

**Q5.研修を受講したことにより行った業務とは何を指しますか。**

A5.同行援護従業者養成研修は同行援護業務、相談支援従事者初任者研修は相談支援業務といった、いわゆる通常業務となります。主任相談支援専門員研修については、通常の相談支援専門員の業務に加え、相談支援専門員の養成に関わる実習時の助言や指導、地域自立支援協議会の活用などにより地域づくりを推進、支援困難なケースの対応など、主任相談支援専門員が求められる業務を指します。

**Q6.事業所の雇用形態が非常勤でも申請できますか。**

A6.雇用形態は問わないため、非常勤でも問題ありません。ただし、派遣会社から派遣されたヘルパー（派遣雇用）は対象外です。

**Q7.複数の研修を別々に受講した場合、今年度中であればその都度限度額まで申請できますか。**

A7.できません。同一年度に複数の研修を受講した場合、助成金額は要綱に定める助成金額のうち、金額が高いもののみとなります。

**Q8.助成対象者が受講料を支払ったことを証明する書類は具体的に何を出せばよいか。**

A8.助成対象者の名前が載った書類（領収書など）をご提出ください。レシートは不可です。なお、インターネットでの支払いの場合は、画面のハードコピー（写真）等でも構いません。

**Q9.申請してから助成金が振り込まれるまで、どの程度の時間がかかりますか。**

A9.申請の時期によっては、申請した日から3か月程度かかります。

**Q10.以前勤めていた事業所を退職し、翌月から今の事業所に勤務し始めました。この場合でも、今の事業所での勤務が3か月を経過しないと申請はできないのでしょうか。**

A10.以前の勤務先での就業期間と合わせて3か月を経過している場合は申請可能です。なお、前事業所の退職から就労開始までの期間が1か月以上空いていると対象にはなりませんのでご注意ください。